

知財から見た長野県の観光（善光寺、棚田）

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

本年4月には7年に一度の善光寺御開帳が開催されます。

また、農林水産省で本年2月に、令和百選として、棚田の持つ環境保全の効果や農村文化の継承などを評価し、全国の代表的な棚田を「日本の棚田百選」に追加認定しています。

本稿では、善光寺と全国の棚田のブランドについて、知財面から調査と分析を行いましたのでお知らせします。



2. 善光寺と商標登録

(1) 登録商標数（図1参照）

建造物が国宝とされる寺院は全国に155（諸説あり）存在し、それぞれについて現在保有する登録数を確認しました。

その結果、国宝建造物を有する中で最も多く商標を保有する寺院は善光寺（長野市）で143件、2位が東大寺（奈良県）・43件、3位が南禅寺（京都府）・12件であり、善光寺が圧倒的な多さでした。神社では諏訪大社が全国で最も多いことが確認されており、寺院・神社共に長野県内が全国一という結果を得ています。

図1 寺院の保有登録商標数

順位	寺院名	件数
1	善光寺（長野市）	143件
2	東大寺（奈良）	43
3	南禅寺（京都）	12
4	金剛峯寺（和歌山）	11
5	西本願寺（京都）	10
6	法隆寺（奈良）	3
—	安楽寺（上田市）	0
—	大宝寺（青木村）	0

図2 善光寺商標登録時期



(2) 出願時期（図2参照）

登録された商標の出願時期を確認すると、極端に多かった年は1997年と1998年で1995年から増え始めており、それ以前はほとんど商標登録や管理が行われていない状態でした。1998年に冬季長野オリンピックが開催されており、その準備段階

で善光寺における商標に対する認識が高まり、実施したものと推定されます。

(3) 商標管理

商標の管理は、ブランド善光寺有限責任事業組合にて行われており、外部の使用に対しては、規定に則って申請に基づく許諾制がとられています（有料で、1商品ごとに定額）。善光寺の伝統や文化にふさわしい、商標「善光寺」を使用した商品・サービスの品質向上を図ることをモットーとしており、「商標「善光寺」は善光寺信仰に根ざした商標であるとの認識を承知し、善光寺の宗教活動の一助となるように適正・適法に使用することを基本と致します。」（「商標「善光寺」の使用についてのご案内」から抜粋）。

また、善光寺事務局から使用許諾を得られた者は、ブランド善光寺有限責任事業組合に組合員として加入が義務付けられます（組合費有り）。

加えて、写真・撮影・イラストの使用についても申請書を提出して、同様の審査による許可を必要としており、緻密なブランド管理が行われています。

3. 棚田と商標登録

3-1 「棚田」について

(1) 「棚田」の定義と選定状況

①「棚田」とは、山の斜面や谷間の傾斜地（傾斜20分の1以上）に階段状に作られた水田のことをいいます。棚田は「日本のピラミッド」といわれるほどの伝統・文化、美しい景観、教育、国土保全といった多面的機能を有しており、農業生産活動を主体としつつ、地域住民等の共同活動によって守られている国民共通の財産です（農林水産省HPより）。そして、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的として「棚田地域振興法」を制定し、活動が行われています。

②棚田百選の選定状況

全国44道府県から271地区が選定され、長野県内からは以下の15地区が選定されています。根越下沖、大西、田沢沖、栃倉（長野市）、稲倉（上田市）、よこね田んぼ（飯田市）、山室、中尾（伊那市）、福島（飯山市）、姨捨（千曲市）、飯沼（中川村）、市野川（麻績村）、青鬼（白馬村）、小谷村棚田群（小谷村）、野沢沖（野沢温泉村）。

(2) 商標登録状況

棚田百景には、「棚田」と「千枚田」が存在するため、いずれかを含む名称の商標登録について調査を行いました。

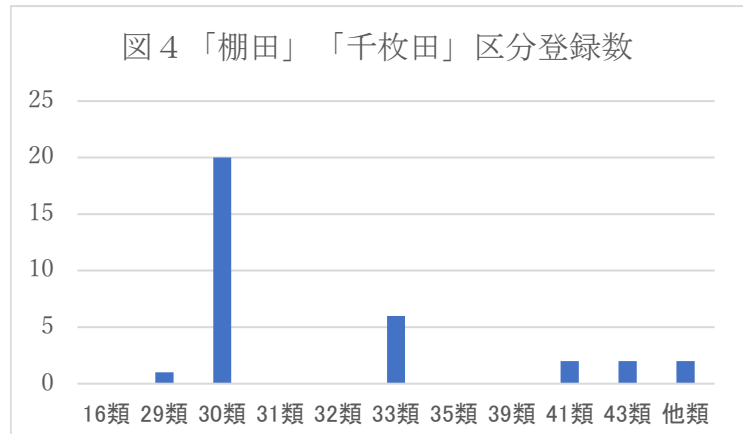
① 件数は全国で31件、商品・役務は34区分が登録されています。最も多い県は新潟県で10件・10区分の登録があります。長野県は1件・1区分です。（図3参照）

② 商標登録の内容を分類によって確認します。

30類が20区分で全体の約6割、次に33類で6区分・2割弱を占めている状況にあります。（図4参照）

図3 商標登録件数

都道府県	商標登録件数
長野県	1
新潟県	10
東京都	3
熊本県	2
千葉県	2
その他	13 (各1件)
合計	31件



3-2 「田毎」について

(1) 千曲市の姥捨の棚田は「田毎の月」でも知られており、「古今和歌集」「大和物語」等古くから取り上げられ、江戸時代には松尾芭蕉が訪問し、俳句を詠んでいます。さらに、令和2年(2020年)に「月の都 千曲-姥捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」-」が文化庁から日本遺産に認定されています。「日本遺産」に認定されると、認定された当該地域の認知度が高まるとともに、今後、日本遺産を通じた様々な取組を行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものとなると考えられています(文化庁HPより)。

これにより、千曲市の棚田は、農水省、文化庁の両省庁から日本が誇る農業・文化・伝統の中心の一つとして認められたこととなります。

(2) 商品分類、類似群コード

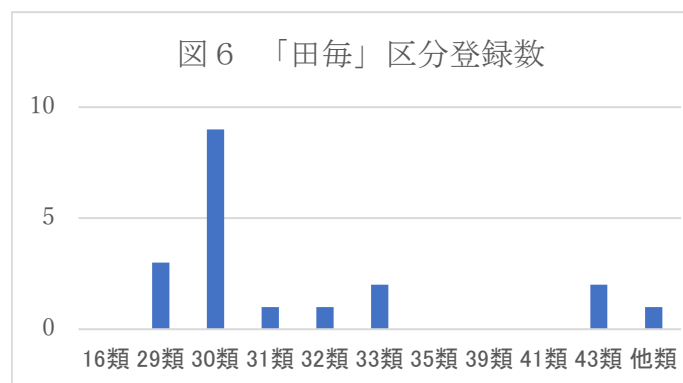
① 「田毎」を含む商標の登録件数は全国で17件、商品・役務は19区分が登録されており、長野県は2件です。(図5参照)

② 商標登録の内容を分類区分によって確認します。(図6参照)

30類が9区分で全体の4分の3、次は29類で3区分・2割弱を占めている状況にあります。

図5 商標登録件数

都道府県	商標登録件数
長野県	2
その他	15
合計	17件



(3) 分析・考察

棚田は美味しい米の生産地として注目・活用されてきました。そして、観光スポットとしても古くから注目され、マスコミでも取り上げられています。2020年の姥捨の日本遺産認定申請はさらにその上を狙ったものと考えられます。

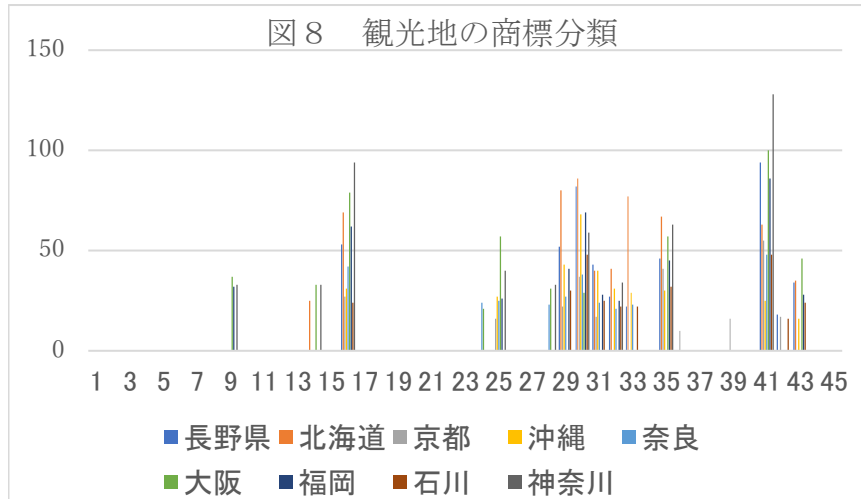
そして、登録商標は「棚田」「田毎」共に30類（食品）が圧倒的に多く、次が33類（酒類）です。いずれも米やその加工品を前提にしている飲食物のみです。（図7参照）

一方、観光地と云われる道府県（長野県を含む）の自治体や観光協会における商標登録状況を調べると他の商品・役務区分でも広く登録しています。（図8参照）

図7 観光地に多い商標分類

分類	商品・役務概要
16	紙製品・事務用品
29, 30, 31	食品
32, 33	飲み物（酒を含む）
35	販売
39	旅行の手配
41	娯楽、イベント
43	食堂、宿泊施設

図8 観光地の商標分類



このことは、観光地には、飲食品の生産だけでなく、土産品の製作（生産）・販売、イベントの企画・実施、飲食店・宿泊施設の配設が必要であることを表わしていると考えられます。

以上より、今後、棚田を観光地としても繁栄させて地域経済の発展に資するためには、幅広い産業分野での検討を関係自治体や団体で実施することが望ましいと考えられ、期待致します。

4. まとめ

長野県は、・宿泊施設数全国1位（平成25年、厚生労働省）、・観光客が訪れる都道府県（宿泊数）第9位、・観光で行きたい都道府県第10位等であり、全国的観光県の一つであります。

しかし、30年間観光客数や観光消費額の減少が続くと共に、2020年々初からのコロナ禍の影響により、さらに拍車が掛かっています。

これに対して、多くの関係事業者が改善に取り組んでいます。観光地や宿泊施設の知名度の向上（ブランド化）と共に、各土地の名産品と連動した土産品や、衣服・バッグ類、食物、飲み物（日本酒・ワインを含む）の開発やブランド化に力を入れています。

長野県知財総合支援窓口は、知的財産面からこれらの前向きな活動とともにトラブルの防止に尽力したいと考えています。知的財産権を切り口として、産業や経済の発展に寄与すべく支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

（原稿作成2022年3月）